

性的少数者(LGBT)電話相談

電話番号 087-832-3222

相談日時 毎月 第1月曜日・第3土曜日
18:00~21:00 (年末年始を除く)

- ★このころの性とからだの性が一致せずに悩んでいる
- ★同性を好きになって悩んでいる
- ★職場の人や家族からLGBTだと打ち明けられて悩んでいる

※この電話は、香川県から委託された「プライド香川」(当事者及び支援者で組織)の相談員がお受けします。

メールでの相談も受け付けています

プライド香川

LGBTの悩みに幅広く対応します。

info@proud-kagawa.org

※原則として1週間以内に返信します。

あしたプロジェクト

トランスジェンダーや
子どもの悩みに対応します。

ashipro.life@gmail.com

※原則として1週間以内に返信します。



一人で悩まず相談してください

性のあり方は多様です。性的少数者の方やその家族、パートナーの様々な悩みごとに関する相談をお受けします。お気軽にお電話ください。

私たちの身のまわりには「性別」に関する様々な出来事があふれています。

それによってあなたの大切な人が、自分らしく過ごせていなかったら…。

さぬき市では「自分らしさ(多様性)」を認め合い、一人ひとりが大切にされるまちづくりの一つとして、「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

LGBTQ+など多様な性に関すること、
その他人権問題に関する相談窓口

さぬき市市民部人権推進課

TEL: 087-894-9088

FAX: 087-894-3000

メール: jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp

6色のレインボーカラーは、LGBTをはじめとした、様々なセクシュアリティの尊厳、そして多様性を示しており、諸外国では最も広く使用されています。



2022年3月発行

さぬき市市民部人権推進課

さぬき市 パートナーシップ 宣誓制度

2022年(令和4年)

4月1日

スタート



イラストは市内の高校生に作成を依頼しました。

さぬき市パートナーシップ

宣誓制度とは、

一方または双方が性的マイノリティの二人が、性別にとらわれずお互いを人生のパートナーとして協力し支え合うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に認める制度です。

法律上の婚姻関係等（婚姻による親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、二人を「結婚に相当する関係（パートナー）」として尊重します。



宣誓される方に必要な要件

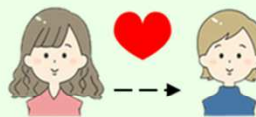
- ①双方が民法に定める成年に達していること
- ②双方がさぬき市民であること、又は転入予定であること
- ③双方に配偶者がいないこと
- ④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤宣誓者同士の関係が近親者でないこと

※宣誓される場合

お電話・FAX・メールで宣誓希望日の7日前（土・日・祝日・年末年始を除く）までにご予約ください。

L レズビアン

同性を好きになる女性



G ゲイ

同性を好きになる男性



B バイセクシュアル

両方の性を好きになる人



T トランスジェンダー

からだの性とこころの性が一致しない人



Q クェスチョニング(Xジェンダー)

どのセクシュアリティにも当てはまらない人

+ プラスアルファ

例えば！

・アセクシュアル
他者に対して性的興味を持たない人

・パンセクシュアル
あらゆるセクシュアリティの相手を好きになる人

代表的な5つの他にも、まだまだたくさんのセクシュアリティ(性のあり方)があるよ。

性的(セクシュアル)マイノリティとは・・・

「からだの性」（生物学的な性）と「こころの性」（自認する性）が異なる人、好きになる性が同性（あるいは両性）に向いている人などを性的マイノリティと呼ぶことがあり、性的マイノリティを表すことばとして、**LGBTQ+**があります。



宣誓に必要な書類

- ①住民票の写し等
- ②独身証明書等
※①②については3か月以内に発行されたもの
- ③本人確認できる書類
個人番号カード、運転免許証、パスポート等
顔写真付きの官公署等が発行した有効期限内のもの
- ④通称名を使用していることが確認できる書類
(通称名を使用する場合のみ)

市民・事業者の皆様へ

多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしく生きられる社会の実現をめざすことは、すべての人にとって意義のあることです。

制度の趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

詳しくはこちら

さぬき市人権

検索

